

鈴鹿医療科学大学健康管理センター感染対策マニュアル

鈴鹿医療科学大学

平成 25 年 9 月 10 日制定

I. 基本的な考え方

鈴鹿医療科学大学健康管理センター（以下「健康センター」という。）内の感染の防止に留意するとともに、感染等発生の際には、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることが医療関係機関の義務であることから、感染防止対策の徹底を図るため、本マニュアルを定める。

1. 健康センター管理者は、次に掲げる感染対策を行う。

- ① 感染対策に関する資料の収集。
- ② 健康センター内の職員研修を必要に応じて開催する。
- ③ 研修の記録は、その概要（開催日時、出席者、研修項目など。）を 2 年間保管する。

2. 感染発生時の対応

- ① 異常発生時には、その状況と対応措置について、速やかに健康センター管理者に報告し、その指示を仰ぐものとする。
- ② 健康センター管理者は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し実施するために、関係職員に周知徹底を図るものとする。

II. 感染防止対策

全ての湿性生体物質（血液、唾液など）は感染の危険があるという認識の下に、直接接触することを避けることにより、感染を防止する。

1. 手指の消毒

患者の治療等の前後には、薬用ハンドソープと流水による手洗い又は、手指用消毒液による摩式消毒を行う。

2. グローブの着用

湿性生体物質には、直接触れないように作業を行うこととするが、万一触れる可能性が高い場合は、使い捨てグローブを着用する。

3. 医療器具・器材の消毒等

耐熱性の診療用器具は、使用后グローブ着用のもとで、十分洗浄し、滅菌を行う。

4. 血液感染予防対策

- ① 健康センターの医師、看護師は、年 1 回 HBs 抗原・抗体及び HCV 抗体検査を実施することが望ましい。
- ② 患者由来の血液、体液付着物の取扱い並びに、注射針・メス等の鋭利な器具を介しての経皮感染には、十分注意すること。

5. 針刺し・切創の事故が起きた時

受傷者は直ちに血液を搾り出し、大量の水で充分洗浄後、傷口を 1% 次亜塩素酸ナトリウム溶液または消毒用エタノールで消毒する。また、速やかに健康センター管理者に事故発生報告を行う。